

第78回沖縄振興開発金融公庫運営協議会議事次第

平成19年3月15日(木) 13:30～15:00
中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

- 1 開会
- 2 新委員紹介及び委員の出欠状況
- 3 高市沖縄及び北方対策担当大臣挨拶
- 4 議題
 - (1) 政策金融改革について
 - (2) 沖縄公庫の今後の業務運営について
 - (3) その他
- 5 質疑応答
- 6 沖縄経済の現状と課題
- 7 閉会

1 開会

塚越委員長 それでは、ただいまから第 78 回沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催いたします。本日は、御多忙の中を御出席いただきまして誠にありがとうございました。

2 新委員紹介及び委員の出欠状況

それでは、まず委員の交代について御報告をいたします。

沖縄県知事の交代に伴いまして、仲井眞弘多さんが新たに就任されました。

また、那覇商工会議所会頭の就任に伴い、儀間紀善さんが新たに委員に就任されました。次に、委員の出欠状況について御報告をいたします。仲井眞委員におかれましては仲里全輝副知事が代理出席されておられます。

勝栄二郎委員におかれましては、香川俊介財務省大臣官房参事官が代理出席されておられます。

山口委員、呉屋委員におかれましては、御都合により残念ながら欠席となっております。

3 高市沖縄及び北方対策担当大臣挨拶

本日は、高市沖縄及び北方対策担当大臣にごあいさつをお願いする予定でございましたけれども、国会のお仕事のために残念ながら御出席になれなくなりました。

最初に、内閣府の清水沖縄振興局長からごあいさつをいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

清水沖縄振興局長 今年の 1 月に沖縄振興局長を拝命いたしました清水と申します。よろしく願いいたします。高市沖縄及び北方担当大臣におかれては、公務のため欠席ということでございますので、私から大臣よりお預かりしているあいさつを代読させていただきます。

皆様方には、沖縄公庫の運営に関しまして日ごろひとかたならぬ御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄公庫をめぐる政策金融改革については、平成 20 年度において政策金融を一体的に担う日本政策金融公庫が設立されることとなりますが、沖縄公庫については現行の沖縄振興計画の最終年次である平成 23 年度までは公庫として存続し、それ以降については沖縄振興策と一体となって自己完結的機能を残しつつ統合することとなりました。今後とも沖縄振興に支障のないよう、万全を期してまいります。

本年は沖縄振興計画の後期 5 年に入る節目の年であり、今後の新たなる発展に向けて各種産業の一層の振興、それを支える人材の育成や科学技術の振興などに仲井眞知事とも連携、協力しながら、沖縄県や市町村と一体となって取り組んでまいります。

リーディング産業である観光業については、年間入域観光客数が5年連続で最高を更新するなど、好調に推移しております。引き続き、沖縄観光の魅力を最大限に生かしながら、多様化したニーズに対応した良質な観光リゾート地の形成に向けて精一杯取り組んでまいります。

IT産業については、高度人材の育成や高度ソフトウェア開発などにより、付加価値の高い分野の振興や沖縄IT津梁パーク構想を始めとするアジアをリードする最先端のIT産業の振興に取り組んでまいります。

沖縄の離島については、その自然や伝統文化は大変魅力的である一方、物価が高い、高度な医療機関がないといった厳しい側面があるのも事実でございます。特に医師の確保など医療面を始め、島の基礎的な生活条件の整備や、各島の魅力を生かした特産品開発の支援など、離島の活性化を図ってまいります。

沖縄科学技術大学院大学設立構想については、沖縄科学技術研究基盤整備機構において先行研究事業や国際ワークショップなどを実施してまいりました。今後、恩納キャンパスの施設整備を本格化するとともに、研究事業を更に推進するなど、本構想の充実に取り組んでまいります。

なお、機構においては業務運営の総点検に取り組むこととしており、内閣府としても機構と連携して取り組んでまいります。

沖縄の自立型経済の構築に向けて、沖縄振興策を金融面から支える沖縄公庫は大変重要な役割を担っております。本協議会は地元の皆様の御意見、御要望を公庫の業務運営に反映させる目的で設けられたものでございます。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただくとともに、今後とも沖縄公庫に対し一層の御指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

塚越委員長 どうもありがとうございました。

4 議題

- (1) 政策金融改革について**
- (2) 沖縄公庫の今後の業務運営について**
- (3) その他**

本日は、お手元の資料、第78回沖縄振興開発金融公庫運営協議会議事次第にありますとおり、政策金融改革について、沖縄公庫の今後の業務運営について、最後に恒例となっております沖縄経済の現状と課題について、日本銀行那覇支店長の曾我野委員から御説明をいただく予定でございます。

ここで、議題に入ります前に、内閣府沖縄担当部局の事務方の責任者であります東内

閣府審議官に御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

東委員 今、清水局長の方からお話がありましたが、私も同じく1月9日付で内閣府審議官に就任をいたしました東でございます。ひとつよろしく願いをしたいと思います。日ごろ内閣府及び沖縄振興開発金融公庫には多大な御支援、御指導を賜っております。大変ありがたく感じているところでございます。

私はこの協議会の委員を委嘱されているという部分もございしますが、今、御紹介がありましたとおり事務方の責任者ということでもございしますので、後から事務方から説明があると思いますけれども、沖縄公庫をめぐる政策金融改革について一言申し上げたいと思っております。

皆様も御案内のとおりでございますけれども、県及び経済界のいろいろな御要請で、沖縄公庫をめぐる政策金融につきましても、現行の沖縄振興計画の最終年次までは公庫として残すということになっているところでございます。これは当然、地元からのいろいろな応援をいただいて公庫存続の必要性が理解された結果だと思っておりますけれども、やはり沖縄公庫としてもこのような地元の皆様の気持ちに十分にこたえていかなければいかぬということで、より一層努力していただけるものと思っておりますし、また、日本国で行われている政策金融改革の柱と申しますか、シンボルと申しますか、代表格として自らやっていくという覚悟が求められていると思っておりますので、松田理事長以下、気を引き締めてやっていくところでございます。

思いを果たせば、47年にできたときに、これは行革の見本だということで一連の各種金融機関の一元化ということ、そして予算的にもそれなりに流動性を持って対応できる。そしてまた、県からも、官からも、国からも、民間からもということで、その当時すばらしい人材を集めていい仕事をしたと思っております。そういう意味で、行革の見本みたいなものでございまして、今後行革の改革の中できっとそういうことをやっていただけるものだろうと思っております。

特に私たちが気にしている部分は、いわゆる政策金融みたいなものはすべて量的補完などといういわゆる補完の機能が大切だということでございます。民を立て、そして民の手が届かないようなところを一生懸命にやるという仕事だろうと思っております。そういう意味で、沖縄公庫は基本的には中小零細企業への積極的な金融だとか、または住宅の観点も非常に資源の乏しいと申しますか、そういう方々に対する支援という視点で残されているということもございまして、そういうことを是非、御理解をいただいて努力させていただこうと思っております。

また、もう一つは、やはり公庫は基本的には沖縄の経済を引っ張っていく役割もあるだろうと思っております。そういう意味ではベンチャーだとか、企業再生だとか、そういうところにも是非力を入れていただいて、日本の中でそういう部分でやはり政策金融としてはないといけないという機関になる努力をしておりますので、私たちもこの運営協議会の中で皆さん方のそういう叱咤激励等々を是非お願いをできればと思っております。

そういう決意を公庫から私たちもいただいておりますので、今後ともこの沖縄振興に果たす公庫の役割を一生懸命支えるように努力をしたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

塚越委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入ります。最初に「政策金融改革について」、内閣府の山路参事官から御説明をいただきます。山路さん、よろしく申し上げます。

山路参事官 調査金融担当の山路でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、沖縄振興開発金融公庫法の改正について簡単にお話をさせていただきます。桜の絵がかいてある資料をごらんください。

表紙の中ほどにございますけれども、株式会社日本政策金融公庫法という法律の案が先般、2月の末に閣議決定されて今、国会で審議中でございます。この法律は、これまでの政策金融の中でのいわば集大成でございます。

政策金融の全体の流れにつきましては前回の運営協議会のときに申し上げましたけれども、簡単に押さえたいと思います。

恐縮ですが、資料の3枚目をごらんください。前回、見ていただいた表を若干修正したものでございまして、左側のタイムスケジュールで全体の日程を示してございます。上から順番に、平成17年11月の経済財政諮問会議におきます政策金融改革の基本方針、同じく12月の閣議決定の行政改革の重要方針、次いで18年5月26日の行政改革推進法の成立でございます。

以上を受けまして、矢印の一番下にございます濃い色でございますけれども、株式会社日本政策金融公庫法等が今国会に提出されたわけでございます。同法のポイントを御説明しますので、資料の1ページにお戻りください。株式会社日本政策金融公庫法案のポイントでございます。この法律は、行政改革推進法及び政策金融改革に係る制度設計の基本方針を忠実に法案化したものでございます。本法によりまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行の国際金融部分が統合されます。そして、株式会社日本政策金融公庫というものが平成20年10月1日に発足いたします。

本法のポイントをごくごく簡単に書いてございますけれども、まず目的規定でございます。これは府審からも申し上げたとおり、政策金融というのは民業の補完でございますので、今回初めて目的規定に民業補完の趣旨を明記しております。

2点目が組織でございます。この会社は株式会社でございます。ただ、全額政府出資のいわゆる特殊会社でございます。これは、政策上必要な業務を国が責任を持って実施するとの観点から、株式は常時全額を政府が保証することとなっております。

利益につきましては、必要な準備金等以外は全額国庫納付という規定になっております。また、予算の国会議決、決算の国会提出、定款等の変更、認可等々、ガバナンスの観点から国の関与が定められております。

ただ、一方で、株式会社でございますので通常の会社法が適用されます。したがって

て、企業会計原則が適用されますし、会計監査人の監査の対象になるわけでございます。ですから、会計処理も当然複式でございます。

会計経理の特徴としましては、勘定区分の実施が大きな特徴でございまして、政策上必要な業務の的確な実施、責任の明確化等々の観点から、主要政策ごとに勘定区分を行いまして透明性を確保することとしております。

なお、国際金融業務につきましては国際業務勘定をもちまして、部門の名称としまして国際協力銀行という名称を使う予定でございまして、これが報道等で出ているところでございます。

業務面でございますが、これも行革推進法を忠実に反映しております。例えば、国民一般につきましては教育ローンの範囲の若干の縮小、農林水産業種関係では大企業向け等の食品産業貸付の廃止、中小企業者向けでは中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに認定されます。いわゆる一般貸付は廃止されます。この辺の話は前回させていただいたところでございます。

以上が株式会社日本政策金融公庫法案のポイントでございまして、この法律自身には沖縄公庫は直接出てまいりません。ただし、この法律の施行に伴いまして手当てが必要な法律が86本ございます。これはいわゆる整備法という規定の整備のための法律が出ておりまして、この中で沖縄振興開発金融公庫法も改正される予定でございます。

その予定を、次に御説明します。2ページをごらんください。これは業務面のポイントでございます。具体的な内容は、縦長になっております法律案の新旧対照表がございまして、細かな字で大変恐縮でございますが、下段が現行で、上段が改正案で、横線のところが改正されるところでございます。

まず業務面でございますが、御案内のとおり沖縄公庫につきましては本土公庫等見合いの業務と沖縄独自の制度の2本立てがございまして、このうち本土公庫と見合いの業務は、本土同様に見直されます。一方で、沖縄独自制度と特利制度は存続いたします。これがポイントでございます。

そのポイントの中身を書いているのが法律の19条の「業務の範囲」というところです。若干ややこしいのですが、まず産業開発資金関係、産発の関係でございまして、これは業務範囲を明定しております。と申しますのは、本土の政策投資銀行は民営化されます。ですから、民営化される政投銀の見合い業務は廃止されます。したがって、沖縄における産業開発資金の範囲を明らかにするための制度でございまして、一部改正されているわけでございます。

改正のところをちょっと読んでみますと、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めたものに限る」ということで書いております。この「沖縄の置かれた特殊な諸事情」云々というのが、沖縄独自制度のことだとお考えいただければ結構でございます。主務大臣が定めることになるものは、具体的には告示となる予定でございまして、この19条の1号が融資関係の定めでございまして、それで、

この法律案の左側でございますが、1号の2にも同文の「沖縄の置かれた特殊な諸事情」云々というものがございまして、これは産業開発金を使って行われます出資の規定でございます。出資としましては融資と同文でございます。

法律案をたどってまいりますと、2ページ目の上でございます。細かい字で恐縮でございます。2の規定は、本土で言いますと国民生活金融公庫がやっているところでございます。この分は先ほどちらっと触れましたとおり教育ローンが若干変わるのみでございます。したがって、横線があるのは「所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る」となっております。所得制限が若干変わる予定でございます。このほかの部分の生業資金とか恩給担保資金とかは改正はございません。

この隣の3号と4号が、各々住宅資金と農林漁業資金でございます。変更はございません。

5号がちょっとややこしくて恐縮ですが、これが中小企業資金のところでございます。中小企業資金につきましては、先ほどお話をしたように、本土におきましては特別貸付ということで、政策性が強い融資に特化したしまして一般貸付は廃止されるというお話をしたわけでございますけれども、同じことが沖縄においても行われまして、沖縄公庫の普通貸付が廃止される予定でございます。

ただ、沖縄におきましては沖縄独自制度は残す必要がございますので、その辺も書き込んでございまして、5号の括弧内は非常に入り組んだ体系になっております。

すなわち読んでみますと、「特定の中小企業者を対象とし、かつ中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金」、これが本土の特別貸付でございます。それで、その後の沖縄の置かれた特殊事情云々は沖縄独自制度でございます。

ここはちょっとややこしいのですが、沖縄公庫では特別貸付と沖縄独自制度を合わせまして特定資金と言っておりますけれども、この特定資金につきましては残ります。中身が本土の特別貸付対応分と沖縄独自分でございます。その他の基本資金のところは廃止されるわけでございます。以上、ちょっとややこしくて恐縮でございますが、中小企業資金の改正でございます。

次のところを見てまいりますと、6号は改正はございませんで医療資金でございます。あとは生活衛生資金、附帯業務等々の変更はございません。以上、業務関係でございます。続いて、3ページでございます。その他関係の修正が3点ございまして、いずれも非常に技術的な改正でございます。

1点目が用語の意義でございます。法律の19条2号にいろいろな文言の定義規定があるんですけども、ここのところが変わっております。

あとは21条関係でございますが、これは「業務の受託」とございまして証券化支援業務の受託のための条文でございます。今、各政策金融機関で証券化という仕組みを使った金融を盛んにやっております。これは今後どんどんやっていく方針でございます。つまり、民業補完の見地からも証券化はどんどんやっていく方針でございます。この辺をぬかり

なく沖縄でやるためにつくった規定がこの 21 条でございます。

最後が、また非常に細かい話なんですけれども、今、公庫の予算、決算の決めにしましては公庫の予算及び決算に関する法律がございまして各公庫で使っているんですけれども、今後沖縄公庫以外の公庫は公庫ではなくなりますのでその名称が消えるということでございます。以上が、法律の改正のポイントでございます。

以上を見てまいりますと、組織論が全然書いていないという疑問を持たれる方もあると思うんですが、組織論は今回のものには書いておりませんで、先ほど府審の方から申し上げましたとおり決定済みのところでございます。

参考の をごらんください。これが昨年 6 月 27 日、政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部で決定されました政策金融改革に係る制度設計でございます。この後段で、先ほど府審からも申し上げましたとおり、23 年度までは残して、それ以降は沖縄振興策と一体となって自己完結的機能を残しつつ新政策金融機関に統合するというところでございます。

府審からも申し上げましたとおり、公庫というのは内閣府の沖縄振興施策の重要なかなめでございますので、財政資金と合わせて車の両輪をなすものでございます。したがって、引き続き重要な役割を担っていただこうと考えております。

最後に、結びに代えて、これは公庫の方の名刺でございますが、裏側に非常にいいことが書いてあります。

「私たちの行動指針

企業の成長とゆとりある県民生活の実現をサポートします。

多様な資金ニーズにおこたえし、お客様のよきパートナーとなります。

沖縄経済の持続的な発展に貢献する金融アドバイザーを目指します。

これが名刺に刷ってございます。皆さん、是非名刺の裏をごらんいただいて、引き続き御支援、御指導をよろしく願います。

何しろ愛される沖縄公庫でなければいけませんので、招きネコで多数のお客様に愛される沖縄公庫を目指したいと思っております。以上でございます。

塚越委員長 どうもありがとうございました。

続きまして「沖縄公庫の今後の業務運営について」、譜久山沖縄公庫融資第一部長より御説明をいただきます。

なお、今回は今後の業務のうち、これまでも委員の皆様から御関心の高かった P F I と事業再生について御説明をすることになっております。

なお、ただいま山路参事官より御説明のありました点も含めまして、皆様からの御質問、御意見をいただく時間は後ほどまとめて用意いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、譜久山さんお願いします。

譜久山融資第一部長 沖縄公庫の融資第一部長を務めております譜久山でございます。先ほど委員長から御紹介のありました、今回紹介する業務の内容ですが、P F I と事業再生、この 2 つについて当融資第一部で所管している関係で説明させていただきます。

お手元の資料で横組みの「沖縄公庫のPFI支援について」というペーパーがございますが、それから始めたいと思います。

まず、今回の本協議会での御説明の目的は、委員の先生方にPFIの定義について御理解いただいた上で、当公庫の取り組みの現状を御説明申し上げるという趣旨でペーパーをつくっておりますが、はなはだ基本的な点等も資料の中に入っておりますが、御容赦ください。

1ページ目で「PFI概要」としまして、PFIについてで定義をしております。プライベート・ファイナンス・イニシアチブを略してPFIですけれども、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術能力を活用して行うという手法でございます。

目的としまして、民間のこれらの能力を活用することによって国や地方公共団体等が直接実施するよりも、より効率的、効果的に公共サービスが提供できる事業についてこのPFIという手法で実施するというものです。

根拠法ですけれども、略してPFI法と言っているのですが、11年に制定されて12年に基本方針が内閣総理大臣によって策定されまして、PFI事業の枠組みが設けられてございます。

PFIの効果としましては、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること。2番目に、公共サービスの提供において行政の関わり方を改革していくんだという考え方でございます。端的に申せば、官民パートナーシップを形成していくというものでございます。更に、民間の事業機会が作り出されることによって経済の活性化に資するというところでございます。

対象施設としましては、道路、鉄道等のいわゆる公共施設、それ加えて公用施設、庁舎ですとか宿舎、公務員宿舎等でございます。それから、より広がって公益的施設、公営住宅でございますとか、産業廃棄物処理施設等々でございます。その他、熱供給施設ですとか、新エネルギー、リサイクルと範囲が広がってまいります。

次のページで、ではなぜ従来の公共事業の使用に比べるとPFI事業を選択した場合に効率的かということを図で示してございます。従来型の公共事業と言いますのは、企画・設計から始まりまして建設、施設の運営、これらすべての各段階でそれぞれを専門とする民間事業者に対して発注、納品が行われております。建設も発注、引き渡し、維持管理の段階でも各ステージ、あるいは各維持管理のサービスの内容に応じて区分されて、維持管理業務の発注などが行われているというような形でございます。

PFI事業の手法でいきますと、基本原則としてですが、これらの企画・設計から運営までのすべての業務を一括して民間の方に発注し、民間の方がこれを引き渡してサービスが住民に提供される。これを公共事業費の経費項目で比較しますと、公共が自ら実施する場合に比べまして、民間の方で行われる場合の方が、効率的に行われればコストが圧縮される。圧縮された差をバリュー・フォ・マネーと申しますけれども、これがやられるとい

う考え方でございました。

もう一つは、資金の供給はどういう形であるのかということが次の3ページにございます。基本的にリスクを最も適切にコントロールすることが可能なものがそのリスクを分担するというのがプロジェクトファイナンスという方法なのですが、この方法論とPFIの考え方が極めてマッチする関係でプロジェクトファイナンスという手法を使います。

従来型の融資ではコーポレートファイナンス、いわゆる企業に対する融資という手法を取ります。その場合、返済財源はもし企業に対してある設備投資の融資をしたとしても、その設備投資の方の収益だけではなく、全体の収益が返済の原資になります。仮にその設備投資の事業が破綻したときはどうなるのかといいますと、処分した代金だけで足りなければ当然、企業の財源をすべてはたいて支払わなければならない。いわゆるフル・リコース、全面遡及という形態をやっております。

審査のポイントといいますのは、したがって非常に重要な信用の授信企業に対して企業の授信能力があるや否やということで、財務の状況ですとか業績の予測などが重要になる。これが従来パターンで、現実に私どもがやっているほとんどの融資がこの形になります。これに対しましてプロジェクトファイナンスの場合ですと、返済財源はその事業の収益のみに限定されます。担保としては、その事業を行うに当たっての権利でありますとか、資産ですとか、そういったものになります。事業が仮に破綻した場合にどうなるかといいますと、遡及いたしません。

したがって、審査のポイントといいますのは、この事業自体の採算が取れるか。それから、こちらに書いてあります建設から運営、原材料会社、保険等々のもろもろのステイクホルダー、利害関係者がいるわけですが、その利害関係者が適切なリスク分担をされているかどうかということが重要になります。したがって、プロジェクトファイナンスの融資契約といいますのは、これらについての事細かなコベナントといいますか、約束事の塊をもって融資をいたします。

PFIにおいても、その手法をそのまま使います。それで、これは公共側が発注する場合も、もろもろの場面についての公共が負う部分、負わない部分、この約束事を随分決めた上で応募者に対して開示した上で応募し、審査し、決定するという手法をとるわけです。次のページに、現時点までの内閣府が発表しましたPFIの実施状況ですけれども、左側のグラフは実施方針の公表の数です。これは類型値になっておりますので、17年度末段階で全国で230件、事業費で1兆7,500億、約1億8,000億近くの事業が実施されてございます。この内訳を右側の図で示しておりますように件数がごらんのように書いてありますが、これをパーセンテージで言いますと国等が25%、地方公共団体が75%の割合になっております。都道府県の中で導入案件がないのは6件ございまして、実は沖縄においてもこれまで実績がなかったところでございます。

ところが、18年度において国、これは実は国交省さんの方の那覇空港に関連する事業ですが、その応募がございまして、先日案件が決まり、来年度早々から融資への取り組み

がなされるといった状況でございます。

5 ページ以降は、「沖縄における P F I 導入の必要性と沖縄公庫の役割」ということでまとめさせていただきます。まず P F I 導入の必要性としましては、最も大きいのが沖縄における自治体財政の逼迫でございます。財政力指数等で全国を大きく下回る水準でございますので、沖縄の地公体であればこそ財務効率化の観点からの P F I の選択が重要ではなかろうかと考えております。

2 番目に今後の公共、公益あるいは関連施設の整備事業といたしますのは、大学院大学にしろ、返還軍用跡地にしろ、復帰直後からつくられた更新期を迎えている公営住宅等々の整備の実施に当たって、P F I の手法が期待されるのではないかと考えてございます。

これらに対して公庫の役割としましては、P F I の事業を効率的、安定的に継続するという官民共通の目的があるわけですから、それを行うために公庫としましては公共の視点を持ちながら、これまでの長期事業金融の経験を生かしつつ、推進役を担えるのではないかと考えてございます。

具体的には地元行とも緊密に連携して、地域の実情や事業にふさわしい適切なファイナンスプランを提示しながら、地域の P F I を育成したいと考えてございます。

それから、これはまだ先のことになるかと思いますが、特に基地の跡地開発となりますと大規模な再開発事業等が始まるわけございまして、それに対して不足しがちな民間の資金量を公庫がカバーして出すことができるのではないかと考えてございます。

最後のページに、これまで具体的にどういったことをやってきたのかということ列挙してございます。これまで P F I 推進のための広報活動として、地方公共団体主催の研究会ですとか講演会への講師の派遣ですとか、あるいは公庫自らが昨年 11 月に講演会を開催しまして、地公体の方々、建設業者の方々、銀行様をお呼びして 160 名の講演会をやったところです。

その他、公庫自身も内閣府主催のセミナーへ職員を派遣したり、この分野について数々の先進事例を積み上げておられます日本政策投資銀行等との勉強会を実施してございます。特に講演会の場合ですと、当方が公庫の取引先と公共団体の方々を引き合わせることによって、いわば触媒の機能を果たすことができるのではないかと、より強めていきたいと考えているところでございます。

それから、(2)で「L O I 発出」とございまして、いわゆる関心表明書のことでございまして、P F I の個々の事業に対して昨年からこういうものを出してございます。これは、P F I の事業に各事業体が参画するに当たって公共側から提出を義務づけられているものでございます。いわゆる融資の決定ではもちろんいわけで、相談を受けている相談中の事案について当方である程度の審査をした上で、公庫も関心を持ってこの事業体のことを見ているという意思表示なのですが、こういった形の預信によって官と民がうまく連携するような方法論の一つとしてやってございます。

今後の問題ですが、P F I の事業については今こちらに書いてあります民間資金活用型

社会資本整備資金でございますので、これを活用していく。組織の問題としては、来月から地域プロジェクト振興班ということで、これはPFIに限らないのでございますが、地域の開発計画への参加ですとか、連携ですとか、そういったことを主な任務とする専担部署を設置してございますので、こちらが専らPFIについては取り組んでいく。関係機関と連携して調整役を担っていくという予定にしております。

続きまして、公庫の事業再生への取り組みについてでございます。A4の縦型の表でございますが、こちらでは大きく今、当公庫の方の経営支援の体制がどうなっているか。それから、2番目に経営支援の手法がどうなっているか。今後どういったことに取り組んでいくのかという3段に分けて御説明申し上げたいと思います。

2ページのイメージ図をごらんいただきたいと思います。縦に大きさ、横に時間の経過を示してございますが、企業の経営体の事業価値と申しますのが、順調なときからだんだん衰退していくときまでを三角で示してございます。成長期を過ぎて衰弱期に入っていくときに、まずその指標というのはPL、いわゆる損益計算書で利益が縮んでいくという形で表れます。これが貸借対照表に負債が増えていくという形で表れ、その負債が講じてきますと資金繰りがつかなくなってくる。キャッシュフローが非常に繁忙になってきて、そこで破綻にいくという流れをたどるわけでございますが、それを金融検査マニュアルにおきましては資産査定におけるランク分けのルールとしまして正常先から要注意、バランスシートがおかしくなってきたころから破綻の懸念先、資金繰りが詰まってきたら実質破綻先というような債務者区分を行いながら、各金融機関は顧客の融資先を管理しているという実情がございます。当然、公庫も政策金融機関でございますが、同様の手法で行っているところでございます。

企業のこういった変化に対して、どういう形で段階に応じて経営支援の手法を取るかということを中心に大きく3段階に分けて整理してございます。

まだ要注意の段階であれば経営改善計画を立てる必要があるわけで、それを支援していく。破綻懸念から実質破綻に向かうところでは更に強固な、あるいは踏み込んだ再建計画、当方の概念では再建計画という言葉で整理しておりますが、その策定を支援する。この段階になりますと私的整理の段階でございまして、後ほど申し上げますけれども、各関係機関等と共同歩調をとりながらこれを進めていく。私的整理の段階では、各利害関係者の協調が取れないとなったときにいわゆる法的整理、裁判所のお力を借りながらやっていくという、大きく3段階がございます。

これを表で示しましたのが3ページでございまして、債務者区分の悪化に応じて取る支援の手法と申しますのは先ほど申し上げたとおりなのですが、具体的に書き出してございまして、経営改善計画の策定支援の段階では原則、業務のリストラ、いわゆる損益計算ベースでの損益の改善ですね。コストの削減ですとか、増収策ですとか、財務リストラの不要資産の処分ということ、いわゆる企業の自助努力で可能なものについて改善計画をつくっていただいて、それを確認しながら、モニタリングしながら金融支援の手法をとってお

ります。

主な手法としては新たな融資を行う。セーフティネットの融資を行うですとか、リスクジュール、つまり返済期間を延長してやるなどということになります。

もっと悪化した段階になりますとこれだけではすみませんので、会社の分割ですとか、合併等の組織の再編も視野に入れた再建策が必要になってきます。その場合には、金融政策も債権の放棄でありますとか、ハードな対応が要求される。法的整理といいますがよく皆さん御存じの民事再生計画、会社更生計画という段階によって取り組みが違います。

4 ページに、当公庫の中での「支援部署の役割分担」を表示してございますが、自力再生が可能な先、いわゆる経営改善計画の策定支援が要する先については融資原価で見えていくということにしてございます。第三者の支援ですとか再生が可能な先で、私的整理あるいは法的整理の部分について事業再生の専担部署が支援していく。支援の手法としては、D D S といいますがそれは劣後債への組換えですとか、金利の減免ですとか債権の放棄あるいは譲渡、あるいはD I Pファイナンス、新たな事業を維持していくための融資等々が取り組まれます。

5 ページ以降は、「経営支援の手法」を更に具体的にこちらの方に書き落としてございます。経営改善の公庫の取り組みとしまして、企業の財務データ、それから実際に調査をし、事業者の事業のヒアリング等を行った上で現状分析をしまして、改善策の検討を提案していくと考えておまして、これらの提案に基づいて企業の方と同意が取れたならば、それに基づいて企業側に改善計画を立案していただく。それで、立案して策定された改善計画といいますが、当然具体的な数値目標を設定して、これに向けて目標となる財務指標を定めながらやっていくわけですが、この企業の取り組みについて公庫としましては地元行さんほかの協調した金融支援策も検討していただき、うまく結び付けていくということを考えてございます。

6 ページは「私的整理段階での支援」ですけれども、私的整理の流れが再建計画の策定から、各利害関係者への再建計画の提示、交渉、合意が成立すれば私的整理が成立するという流れをたどるわけですが、その各段階で再建計画の策定支援について企業に対して指導をしたり協力したりする。それから、ステイクホルダーとの調整について、主に銀行間調整がメインになるわけですが、会社とステイクホルダーの仲立ちをしながら調整を進めていく。合意が成立すれば、その後、支援金融機関等々と一緒になりながら四半期に1回ですとか、頻繁な場合は毎月1回というような報告会を持ってもらいながらいろいろ注文をつけていくというモニタリングを実施するということでもあります。

ちなみに、現在この手法でやって金融協定の締結した先が8社ございます。それで、18年度までにこういった企業の私的整理についてのもろもろの法律の整備が進められまして、税法上の整備も進められました。中小企業分野についてもそれがやられました。この下に公的な支援の仕組みがございまして、これらを活用することによって税制等のメリットが受けられるようになってございます。

あとは、こうやって調整した実績、事例を3件ほど紹介してございます。

例えば事例A社の場合ですけれども、ごらんになっていただくとパズルのようで本当に申し訳ないんですが、本来であれば業種ですとか、金額のボリュームですとか、そういった数字を入れたいところなのですが、この運協の資料は全部公開されるものですから、皆様御承知のように非常に狭い地域なので、個社の名前がわかってしまうとちょっとまずいというものもありまして非常に抽象化してございます。

A社の事例は、左側に会社分割前という左側の赤い債務超過の状態の会社がある。そして、右側の方に別の資産超過の会社がある。この債務超過の会社から有効な事業を切り出して、資産負債を切り出して承継会社の方に付け加えてやるという方式です。付け加えてやりますと、分割された後の会社といいますのは赤字だけが残る。負債だけが残るといようなことになりまして、清算するとなると当然これは支払不能ですので債権者の債権は消滅してしまう。つまり、事実上の債権放棄という方式になります。

バブル期等々の過剰な設備投資、あるいは過剰な債務等がそのまま残っているために支払えない。しかし、その会社自体が行っている事業そのものは沖縄の経済にとって有用である。それであれば、今の事業収益に見合った分に負債をとどめて、それ以外は金融機関が権利を放棄してしまう。放棄することによって、事業を生かそうということです。当然、それに当たって旧株主ですとか、当然ですが、経営者は責任を取っていただいて一線を退いていただくという非常に厳しいスキームでございますけれども、これらを地元の金融機関と一丸となって取り組んで成功した事例でございます。

8ページのB社の事例ですが、こちらは整理回収機構自体が中小企業の再生を支援する機関でありますけれども、銀行さんの債権が整理回収機構に移っている。それで、それを整理回収機構に債務を弁済してしまっただけの状態になろう。いわば整理回収機構を卒業するための資金を、メイン行の地銀さんと公庫が協調して債務の弁済の資金を融資する。信用保証協会さんは、地銀さんの融資に対して債務保証をする。それで、これらの取り組みを下の方の中央に書いてあります沖縄県中小企業再生支援協議会が総合的な調整を行いながら進めていったという事例でございます。

それからC社の場合ですけれども、これもやはり中小企業再生支援協議会が調整機能を持ちながらメイン行と公庫の債権を実質上カットする。つまり、沖縄中小企業再生ファンドという昨年つくられた公的ファンドがありますけれども、公的ファンドが両行の債権をディスカウントして買い取って、再生会社のCに対する経営支援を続ける。これは中小企業の事例なのですが、A社と同じく事業価値に見合った分の債務の整理の仕方でございます。

この中小企業再生支援協議会は、非常に重要な役割を果たしてございます。10ページでございますけれども、現在当協議会が関与している債権計画は支援件数で31件でありまして、その31件の中で公庫が関わったものが、支援チームへの派遣ですとか、いろいろな対応などで20件でございます。ですから、こういった公的な調整機関と我々のような公的な

金融、それからこの企業と関わりの深いメイン行の立場にある地元行、これらが緊密な連携を持ちながらやってきているというのが実情でございます。

最後に 11 ページですが、「法的整理段階での支援」となりますと、大きく事前に相談を受けて、法的整理となりますと債権者の売掛債権などを持っている方々に迷惑がかかる話なので、非常に言いにくい話なのですけれども、被害が多岐に及ばないような計画調整をしながら、申立準備を当事者と当方との間で調整しながら持ち込んでいくというやり方です。あとは事後対応型ですが、実は残念ながらほとんどがこの事後対応型で、いきなり企業が裁判所の方に駆け込んで我々は後から知らされるという場合については非常に取れる措置が限られてくるという事例です。

少し長くなりまして恐縮ですが、最後です。「今後の重点事項」としまして、やはり経営支援に対して早期に着手していきたい。時を経れば経るほどいろいろな複雑な仕組みをとらざるを得なくなるし、利害関係者が増えてきて、再生もより不確実なものになってくる。早期着手が重要だ。

2 番目に、公庫がお客様とのモニタリングを通じて普段に蓄積しております財務データがございます。もろもろの経営分析指標等がございますして、取引先 700 社余りについて非常に精緻なデータが蓄積されております。したがって、当然業界の標準指標などというものも出していくことが可能になるわけで、そういったものを使いながら経営相談ですとか経営指導というものをやっていきたい。顧客信用情報といいますのは、実はそういう財務データを元にして信用格付けを行ってございまして、そういったグループ管理をしていますので、そういった情報を公庫の業務のみに使うのではなくて、お客様にも積極的に還元していきたいと思っております。

当然ですが、要注意先企業に対する経営改善の提案ですとか、計画の策定支援といいますのが、今後は特に数も多く、経営管理能力がどちらかと言えば脆弱な中小企業の事案を進めていくためにはこれが重要になってこようかと思えます。

それから、大規模な事業再生先がまだ少し残ってございます。これらについては、ガバナンスをきちんとする観点から組織全体で関与して強化していきたい。

あとは、これら再生ノウハウの共有化、標準化等を単に専担部署のみならず営業部門とも共有できるようなものをつくり上げていきたいと考えているところでございます。

少し長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

塚越委員長 どうもありがとうございました。

5 質疑応答

ここで、これまでの議事につきまして御質問あるいは御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

では、大城委員お願いいたします。

大城勇夫委員 今、沖縄公庫さんから「今後の業務運営について」ということで御説明を受けたわけですが、事業再生等について公庫さんへの期待感といいますか、そういうことを述べたいと思います。

本日の運営協議会もそうですし、前回あるいは前々回においても事業再生ということについて説明がありましたし、数多く話題も出てきております。最近の状況は、これまでの事業再生とは大きくステージが変わってきたのではないかという実感がしております。

例えば、不良債権処理と企業再生の一体再生を進めてきた国の産業再生機構も、再生企業に対する債権等をすべて売却管理をして、たまたまですけれども、本日3月15日付で業務を終了するという事になっております。また、大方の金融機関においても、多くの不良債権問題はこれまで長い年月をかけてほぼ収束段階に入ったと言えようかと思えます。私ども地域金融機関においても、特に2003年度以降リレーションシップバンキング、いわゆる地域密着型金融の推進強化に基づきまして地域再生、事業再生を大きなテーマとして取り組んでおります。先ほど御紹介があったように、この間、沖縄公庫さんとの協調、提携によって数多くの事業再生の実績を積み重ねてきたものと理解をいたしております。県内におけるいわゆる大口案件はほぼ収束もしていますし、大きなめどがついております。ただ、地域の中小企業の中には、まだ再生途上と位置付けられるものも少なくないのが実態でもあります。今後とも創業支援、事業再生分野の機能強化、そして何よりも地域の利用者の利便性向上に向けて、量的な民業補完という立場を確実に堅持しつつ、地元金融機関との連携を強化して、本来の政策金融機関としての役割を更に発揮されることを期待しておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

塚越委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか質問なり御意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、曾我野さんよろしくお願いします。

曾我野委員 事業再生につきましては、先月でしたか、中小企業庁さんが主催のシンポジウムも沖縄で開催されましたところで、その際にも譜久山部長から懇切丁寧なお話を伺ったりしたところであります。

今お話のあった中でも、中小企業再生支援協議会の重要性について語られていたところなのですけれども、この点に関しまして私の耳に入ってきたことをこの場で御紹介を少しさせていただきます。これがどの程度真実を語っているのかどうかはややわからないところもなきにしもあらずなのですけれども、やはり公庫さんの位置付けが沖縄県において非常に大きいゆえに、こういう支援協議会などでのいわゆる金融機関のまとめといいますか、どういう協議をされるかというときに、公庫さんがこういう事業再生に当たっても金融機関の間でリーダーシップをどこまで取るのかということについてなかなか難しい点があるという話を聞きます。

例えば、貸出しのシェアから言っても高い、あるいは担保も第1順位をとられている。しかしながら、先ほど来、いわゆる民業の補完だという立場から、いざ再生支援という立

場になると、やはりここは民間金融機関さんのお声も聞かねばならないというようなことがあって、いざ支援というときに公庫さんのリーダーシップの取り方というものについて非常に難しい局面がどうもある。これゆえに、中小企業再生支援協議会ももっとスピーディにやれるところが、その分スピードがダウンしているといいますが、そういう声を私のところに届けていらっしゃった方がおられました。

それは、だれがいいとか悪いとかという話では全くなく、できればこういう場で皆さん、公庫さんも、あるいは民間金融機関さんも、それぞれのお立場のものはあると思いますけれども、やはりスピードアップというのは非常に重要なことだと思いますので、1点御紹介までということでございます。以上です。

塚越委員長 ありがとうございます。では、譜久山さんお願いします。

譜久山融資第一部長 支店長さんの今の御指摘は、確かにそういう場面もございますので耳の痛いところでございます。

今おっしゃった点は、当方は設備金融が重点ですので、担保順位ですとか保全状態が、当方の保全状態と地元行さんの保全状態のアンバランスがあるために、先ほどありました各ステイクホルダーの利害調整がなかなかつかないという場面かと思うのですが、実は大規模の再生事業を先ほど大城頭取もおっしゃっていただいたのですが、いろいろ取り組む中でこの種の問題については大体乗り越えてきたと思います。担保順位1位だから全額を当方が取るなどという論理ではとても私的整理は進みません。当初は不慣れな点もあって難航することもあったのですが、3年、4年といろいろ議論を経る中で、ここら辺の呼吸といいますが、当方の内規をいろいろ緩和したりしてやってきたということもあると思います。

現在、中小企業の段階で専ら足が遅いのは、企業の現状分析と改善計画が妥当かどうかというところで、専門家の意見、メイン銀行の意見、当方の審査部門の意見、それぞれが違って、これらを何度もやり直しをさせたりする場面がありますが、この辺りについてはそれぞれがスキルなり技術を向上することによって克服可能ではないかと考えております。以上でございます。

塚越委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。ほかにどなたかどうぞ。

では、仲里副知事どうぞ。

仲里副知事 県の立場から一言、お礼とお願いを申し上げたいと思っております。

沖縄公庫におかれましては、これまで沖縄振興計画と両輪の役割を担っていただきまして、政策金融面から沖縄の振興開発に果たした役割は大変大きなものがございまして、関係者の皆様方の御支援に対し、心から感謝を申し上げます。

沖縄振興計画は間もなく後期に入ってまいります。県といたしましては、その後期に向けた基本的な考え方を政府に提出させていただきました。その中に、公庫の政策融資機能の重要性の位置付けをしてございます。

例を申し上げますと、先ほどの説明の中でも出てきたわけですが、科学技術大学院大学のスタッフの先生方などの生活環境の整備、こういうような面ではP F I支援を始め公的な政策融資需要が相当大きな形で出てくることが予想されます。

それから、御案内のとおり、嘉手納より南のおよそ1,500ヘクタールという広大な基地が返還される予定になっているわけですが、これを一日も早く再利用できるようにするためには、相当の政策融資の支えが必要になってくるものと思っております。

そういう面で、今後沖縄公庫の政策融資機能というのはますます重要になってまいりますので、今後とも是非よろしくお願い申し上げたいと思います。

塚越委員長 どうもありがとうございました。ほかに何か御質問はございますか。

上江洲さん、お願いいたします。

上江洲委員 先ほどから事業再生の件に関して、地元行からの期待感であるとか、曾我野委員からの御指摘であるとか、私自身もその辺りはお聞きしたいと思っていた部分で、事業再生に関してですけれども、特に最後に掲げられている今後の重点事項というところで、まず最初に経営支援の早期着手というところがございます。

私自身、法的整理になる前に、それから私的整理に着手する前に、支援というものが非常に重要であるのではないかと感じておまして、この早期着手の部分でモニタリング機能、それから経営相談、経営指導の部分については、やはり今後もノウハウをどんどん蓄積していただきたいと感じています。これから先、私的整理の実現の部分と公的整理の部分で専担部署が始動するということですが、そちらとの連携も重要になってくるかと思しますので、その辺りはすごく期待をしているところです。

それからもう一つ、先ほどの中小企業再生支援協議会と、それから地元行、メイン行と、それから公庫との提携の部分で、役割分担のところの御質問が出ていたかと思えます。この辺りを中小企業支援協議会は総合調整役という形で説明されているのですけれども、そうすると公庫の役割というのはどうなっていくのか。その具体的な役割の部分ですね。これから先、大きなものは落ち着きまして、小さなもの、中小企業の事業再生がほとんどを占めていく形になると思うので、その辺りの公庫の具体的な役割についてどう考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

また、この部分に関しては、私自身は2番目の重点事項にあります事業再生のノウハウの共有化、標準化という部分で、それを外に示していく役割は公庫が非常に大きいのではないかと感じているので、その辺りについてどのようにお考えかを教えていただきたいと思えます。

それから、P F Iに関しては沖縄県内ではまだ事例がないということで、これから先、大きなものが出てきたときにはやはり公庫が牽引役になるべきところだと思うので、この場合も金融手法としてプロジェクトファイナンスを入れるということですので、やはり担保を実際に事業の収益から取るということで長期的なモニタリングというものが必要になってくると思います。そういう意味では、その手法をモニタリングしながら経営を監視す

るコベナンツなども決めるということですが、実際に例えばこれが法的整理に移行したときのコベナンツの有効性というものはどこまでなのかは実際にはまだ不透明なところがありますので、法的破綻になる前に実際の事業の監視役というんでしょうか、そういうものも公庫が役割を果たしていくのかなと感じましたので、その辺りについてお聞かせ願えればと思います。以上です。

塚越委員長 譜久山さん、よろしいですか。お願いします。

譜久山融資第一部長 4点、御質問があったと思います。

まず1点目の事業再生の専担部署の点については御希望かと思いますが、私の方で説明し切れていない部分がありましたので補足したいと思います。

実は、4月から現在融資第一部にある専担部署、出資経営支援班を債権管理部改め事業管理部の方に移します。それによって、債権管理部というところはもともと法的整理の専担部署だったのですが、法的整理と私的整理の専担部署であるこのセクションを並べて移して相互に連携することによって、安易に法的整理に依っているものを私的整理に戻すとか、あるいは私的整理がどうしてもできなくて法的整理にいかざるを得ない場合、それらの関係機関との連携をスムーズにするといったことを意図してやっております。

それからもう一つ、私的整理の専担部署は実は経営支援班という名称に特化します。それで、当然融資の機能を持つわけですが、こちらは委員御指摘の融資現場の教育研修機能も担います。ですから、経営改善計画の策定支援というのは融資現場でやるわけですが、その支援の手法等を従来現場ごとにバラバラでやっていたものを全部一元化しまして手法を体系化しました。これを4月以降、融資現場にずっと下ろしていく作業をしていくということでございます。

それから、協議会に関わる案件での公庫の役割でございますが、実は協議会の機能がフルに発揮されれば、公庫の役割といいますものは地元行さんと一緒に横一列で並びながら、できるだけ政策金融機関であればこそ譲れるところは譲っていくということで、サブリーダー的な役割をすればいいことだとは思っています。

ところが、必ずしもそうではなくて、かなり沖縄の協議会へ持ち込む案件が多くて、協議会さんがきめ細かく見られない部分が多々ございます。そういったところを私どもがカバーして円滑に進めていっているというのが現状でございます。

それからノウハウの外への提供といいますのは、実はこれまでまとまったものもなかったのですが、この間ずっと整備してまいりまして、今後それを外の方にも提供していくということを考えようかと思っております。既に我々は沖縄事業再生研究会という任意組織を1年半ほど前から持っております、当然各地銀さんを始め、公認会計士協会と弁護士会といった専門の方々、那覇支店長さんも監事のメンバーですが、そういった研究機関があって毎月例会を持ちながらいろいろなノウハウを相互交換しているところがございますので、そういったところで共有化を図っていきたいと思っております。

P F Iの監視機能等については、委員のおっしゃるとおりだと思います。これから未開

の分野でございますけれども、この辺りのところもぬかりのないように勉強して対処していきたいと思っております。以上でございます。

塚越委員長 実は途中でございますけれども、東審議官におかれましては他に公務がございましてここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(東内閣府審議官退室)

塚越委員長 大変失礼いたしました。では、大城委員よろしくお願いいたします。

大城勇夫委員 時間が押していると思っておりますけれども、支援協議会についてひょっとしたら誤解があるかもしれませんので、私の方からも申し上げたいと思っております。

県内の再生案件というのは、支援協議会に持ち出す以前に金融機関あるいは公庫さんとの間で解決、調整がついているものが大部分であります。調整がやむを得ずできないものを支援協議会に持ち出して、その場で透明性を高めるために、例えば債権カットを含めた支援策を協議する場というふうな位置付けであります。

この支援協議会はファイナンス機能がありませんので、すぐ融資をして対応するというわけにはなかなかいきません。したがって、やむを得ず時間がかかるという面もあろうかと思っております。大部分については金融機関、公庫さんとの間で話し合いで解決して事業再生が行われているという事実があるということをお承知いただければと思っております。

塚越委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいま委員の方々からいただきました貴重な御意見、御要望等を内閣府及び沖縄公庫双方におきまして今後の業務運営、予算要求の参考にさせていただきたいと思っております。

6 沖縄経済の現状と課題

時間も迫ってまいりましたが、恒例によりまして日本銀行那覇支店長の曾我野委員に「沖縄経済の現状と課題について」の御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

曾我野委員 では、お時間の関係もございまして、できるだけ手短かに申し上げます。資料を順にめくっていただければと思っております。

「最近の沖縄経済の動向」でございますが、先ほど来、冒頭のごあいさつにもございましたように、1枚おめくりいただいた2ページ目です。入域観光客数は極めて好調に推移しておりまして、月次ベースで見えてまいりますと毎月のようにピークは更新されておりまして、2007年1月も非常によい数字が出ております。全国では、御承知のとおり個人消費の動向をどう見るかというのが、実は私も金融政策をどうするかということについて非常に悩ましいところではありますけれども、沖縄に限って見てみますと3ページ目の絵にありますとおり、百貨店、スーパー、コンビニエンスの売上げをトータルいたしますと全国を上回る伸びでございます。

4ページ目をごらんいただきますと住宅なのですけれども、沖縄県におきまして最近新

設の住宅着工戸数が非常に高い伸びを示しております。統計上ではまだ12月の数字までしか出ておりませんので、これをそのまま延ばした形で06年度はどうかというような形で推計値を出して見ているわけですが、過去最高になるのではないかとというような形でございます。

御承知のとおり、建設業というのはどの県でも全国で非常に厳しいと言われているわけでありまして、もちろん沖縄においても談合問題等がありまして、昨年来、県の中では最も厳しい業界の一つと取られているわけですが、5ページのグラフを見ていただきますと、これは前年比で書いてあるものを民間工事と公共工事とで分けてみますと、黄色のいわゆる民間工事部分がどんどん上がってきておりまして、12月段階では前年比ベースでいくととんとんというゼロレベルですね。ちょうど公共部門の落ち込みを民間工事でカバーするというやや大げさになるかもしれませんが、そこまで実は数字が上がっているということでありまして。

こうしたことから、全国的に見ましても沖縄県の元気度合いというものが非常に目立っております。6ページをごらんいただくと、これはやや沖縄の宣伝じみではありますけれども、新設の住宅着工戸数の伸び、他の都道府県からの転入・転出、これは前回もこの席でお話をしたことでありますが、ネットの転入者がどのくらい多いか、あるいは高齢化の比率はどうか、地価の動向はどうか。この4つの指標を仮に取ってみて、これが全部ノーである。一つも該当しないというのが一番元気なエリアだとして黄色いものを付けてみますと、こういうものが付くのはこの日本地図を見ていただいても沖縄を始め、あとは千葉と愛知と兵庫県ですか。関東甲信越がその次くらいで、福岡とかもその次のレベルに入ってきますけれども、北海道や四国あるいは南九州エリアとの対比が明らかかなかなということでございます。

逆に、さはさりながら、沖縄県の問題としてよく言われているのが失業率の高さでございます。この失業率は今でも7%台の後半ということで極めて高いままになっているわけですが、今回皆様に若干お話という形でお示するのが7ページのグラフでありまして、この失業率がいわゆる構造的なものなのか、あるいは景気循環によって変わっていく失業率なのかということ分解してみました。

ごめんなさい。これは黒線ではなくて赤線ですね。下の赤線のところが需要不足失業率になるんですけども、これを見ていただきますと一貫して実はせいぜい2%台、2000年から景気循環的にはむしろ失業率を押し下げる方に働いていて、今は1%ちょっとです。そうすると、要するに沖縄県の失業率の高止まりというのは専ら構造的な要因にあって、逆に言うとこれ以上景気がよくなったからと言って失業率が急に落ちていくということはなかなか期待しづらいというようなことがこの分析でございます。

もう一枚おめくりいただいて、有効求人倍率をベースに、職を求めると人を求める方のいわゆるミスマッチということがよく言われるわけですが、そのミスマッチの中にはいろいろな種類があるでしょう。例えばということで、1つが職の種類、職種間ミス

マッチ、それから欲しいと思うあるいは労働を提供したいと思う人の年齢間のミスマッチ、あるいは地域間のミスマッチという3つに分解してみました。

これを見ていただくと、実は年齢間のミスマッチというのは結構下がってきているんですけども、職種間のミスマッチというのが最近グッと上がっている。それから、地域間のミスマッチというものがずっと傾向的に上がっているということでもあります。

簡単に言ってしまうと、地域間のミスマッチというのは、例えば東京のエリアであったら通勤1時間ないし1時間半かけても当然のように人は動いてそこに仕事を求めに行くということですが、沖縄の場合にはなかなか自分のエリアから通勤時間をかけて仕事がある場所に行こうとしないということでもあります。

年齢間のミスマッチが下がっているのは、例えば沖縄県や市の中で若年者向けあるいは高齢者向けのいろいろな取り組みがそれ相応に効果が出ていると言えるのかもしれませんが。それから職種間のミスマッチですが、9ページ目をごらんいただきますと、職業分類が労働力データのベースに基づいたものなんですけれども、実は職の種類によって有効求人倍率が激しく違うというのがここに見てとれるかと思えます。中でも沖縄県にとってメインとなる観光とか、いわゆるサービス産業についてなのですけれども、有効求人倍率でサービス産業の中でも接客・給仕の職業というところを見ていただくと、これは非常に求人倍率は高いということになりまして、求人の方が求職数を逆に上回るようになっている。それから、例えばコールセンターですね。これは実は営業・販売関連事務の職業に入るのですけれども、これも非常に高い。

逆に、せっかく県が一生懸命コールセンターあるいは観光を頑張っという企業を誘致したり、そういう業種が沖縄にとってこれから基幹産業だということでも、実際そこに人がなかなか来ない。逆に、これは統計上何を指しているのかよくわからないところもありますが、一般事務の職業というところは逆に求職の数が求人数を4倍近く大幅に上回っている。こういう差があるということが見てとれるかと思えます。

これは統計の制約がありまして、細かい業種による本当に的確な何々業と何々業がどのくらいというような言い方がなかなかしにくいので、この辺が限界なのですが、失業の問題というのはかなり構造的な要因にあるということをお話したかったものであります。

10ページは物価でございますけれども、今のところ消費者物価指数の県内の1月のデータは、今回は早く暖かいということで早目に冬物衣料の値下げが行われました関係で若干下がっておりますけれども、逆に言うとその要因で下げていることが明確なだけに、まだプラス基調なのかなと判断しております。

最後に金融の方でございますけれども、11ページのグラフを見ていただきますと、沖縄公庫さんを含む公庫と地銀3行を合わせたベースでございますと若干マイナスというレベルになっておりますが、逆に公庫さんを除く3行ベースでは2%程度ということでございます。内訳はここにございますように個人、法人が比較的最近は少し伸びてプラスに出て

きたかなという感じがこれを見てとれます。

一方、金融環境という面から申し上げますと、12ページを見ていただきますと、金融機関の貸出態度については非常に緩いと判断される企業が全国よりも多いし、また企業の資金繰り自体も楽であるというふうにお答えの先が、これは全国の中小企業等をベースで比較しているんですけども、これは日銀短観のD Iなのですが、これを見る限りはまだ多いという形であります。

そうすると、景気が沖縄の場合は全体をマクロで見たときに必ずしも悪くない。むしろ全国対比ではよい方に入るにもかかわらず、なかなか貸出しが伸びないというのはどういったところにあるのかということでございます。

1つは、県内企業の方はバランスシート構造の変化という意味で最後に13ページに書いてございますように、やはり金融機関の借入れ依存率というものが中小企業ベースで見ても、沖縄県の場合はここにきてぐっと下がってきているという感じがある。その一方で、これも109社という短観のベースなのですが、総資産に占める資本の量が上がってきているということでありまして、若干なりとも県内企業も少しこの辺に構造変化の兆しが出て、それが貸出しにも影響しているかと見ているところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

7 閉会

塚越委員長 以上で、本日の議事は滞りなく終了いたしました。時間もまいりましたので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。

なお、本日の議題に対する御意見は、沖縄公庫の今後の業務運営に反映させていただきますので、委員の皆様方におかれましては今後とも引き続き御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

次回の会議でございますが、今のところ未定です。しかし、いずれ事前に御通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中を御出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。